

桐生市子ども・子育て会議

第1回 資料

子育てをめぐる全国的な現状や課題

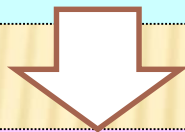
- ①急速な少子化の進行（平成24年度合計特殊出生率1.39）
- ②結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状
- ③子ども・子育て支援が質・量ともに不足
- ④子育ての孤立感と負担感の増加
- ⑤深刻な待機児童問題
- ⑥放課後児童クラブの不足
- ⑦M字カーブ（30歳代で低い女性の労働力率）
- ⑧質の高い幼児期の学校教育の振興の重要性
- ⑨子育て支援の制度・財源の縦割り
- ⑩地域の実情に応じた提供対策が不十分

子ども・子育て支援新制度が開始

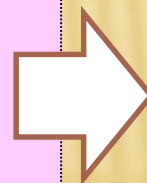
平成24年8月に子ども・子育て関連3法（子ども・子育て支援法、認定こども園法の一部改正法、子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律）が成立



平成27年4月から“子ども・子育て支援新制度”が開始されます。
※次世代育成支援対策推進法に基づいた「次世代育成支援行動計画」が平成27年3月まで実施されています



- ①質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供
- ②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善
 - ・待機児童の解消
 - ・地域の保育を支援
 - ・教育・保育の質的改善
- ③地域の子ども・子育て支援の充実



子育てをめぐる
課題を解決！！

子ども・子育て支援新制度開始までの流れ（桐生市）

桐生市子ども・子育て会議を設置（平成25年11月）
※平成25年度に2回、平成26年度に3回開催予定



ニーズ調査実施（H25.12月）

桐生市子ども・子育て支援事業計画（5か年計画）を策定
（平成26年12月頃までに策定予定） 桐生市子ども・子育て会議で検討



策定した子ども・子育て支援事業計画について
、平成27年1～2月頃までに群馬県へ提出。

平成27年4月から子ども・子育て支援新制度が開始！！

子ども・子育て支援事業計画とは①

- 子ども・子育て支援事業計画は、平成27年4月から5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画（新制度の実施主体として、全市町村で作成し、各市町村が設置する子ども・子育て会議等で策定することが、子ども・子育て支援法で謳われております）。
- 子ども・子育て支援事業計画には、基本的記載事項として、幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援について、市町村が定める区域ごとに、5年間の計画期間における「量の見込み」、「確保の内容」、「実施時期」を記載します。
- あわせて、任意的記載事項として、都道府県が行う専門的な知識・技能を要する社会的養護等に係る支援との連携やワーク・ライフ・バランスに係る施策との連携等についても記載します。

子ども・子育て支援事業計画とは②

○市町村は、国の基本指針で定める提供体制の確保等に関する基本的事項や参酌標準等を踏まえ、潜在ニーズも含めた地域での子ども・子育てに係るニーズを把握した上で、管内における新制度の給付・事業の需要見込量、提供体制の確保の内容及びその実施時期等を盛り込んだ「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定。本計画をもとに、給付・事業を実施する。

【市町村子ども・子育て支援事業計画の記載事項】：5年ごとに計画を策定

（必須記載事項）

- ① 教育・保育提供区域の設定
- ② 幼児期の学校教育・保育、地域子ども・子育て支援事業に係る需要量の見込み
 - ・ 幼児期の学校教育の需要
 - ・ 地域子育て支援拠点事業、一時預かり等の需要
 - ・ 放課後児童クラブの需要
 - ・ 保育の需要
 - ・ 延長保育、病児・病後児保育の需要
 - ・ 妊婦検診の需要
- ③ 幼児期の学校教育・保育、地域子ども・子育て支援事業に係る提供体制の確保の内容及びその実施時期
 - ・ 認定こども園等
 - ・ 地域子育て支援拠点事業、一時預かり等
 - ・ 放課後児童クラブ
 - ・ 地域型保育
 - ・ 延長保育事業、病児・病後児保育事業
 - ・ 妊婦検診
- ④ 幼児期の学校教育・保育の一体的な提供を含む子ども・子育て支援の推進方策
※幼児期の学校教育・保育、家庭における養育支援の充実方策を含む。

（任意記載事項）

- 産後休業・育児休業明けのスムーズな保育利用のための方策
- 都道府県が行う事業との連携方策
- 職業生活と家庭生活との両立に関すること

子ども・子育て支援事業計画とは③

○市町村子ども・子育て支援事業計画のポイント -「量の見込み」、「確保の内容」、「実施時期」

<量の見込み>

・幼児期の学校教育・保育・地域子ども・子育て支援事業について、「現在の利用状況+利用希望」を踏まえて記載(参酌標準)。→住民の利用希望の把握が前提。(子ども・子育て支援法第61条第4 項)

<確保の内容・実施時期>

・幼児期の学校教育・保育について、施設(認定こども園、幼稚園、保育所)、地域型保育事業による確保の状況を記載。

・量の見込みとの差がある場合には、施設・地域型保育事業の整備が必要。

(例) 平成27年度に地域型保育事業(50人分)を整備、平成28年度に施設(100人分)を整備

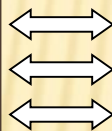
・地域子ども・子育て支援事業についても同様に、確保の状況を記載。また量の見込みとの差がある場合には、事業の整備が必要。

○区域設定

○幼児期の学校教育・保育

<量の見込み>

- 教育のみ<1号>
- 保育の必要性あり(3-5歳) <2号>
- 保育の必要性あり(0-2歳) <3号>



<確保の内容・実施時期>

- 施設(認定こども園、幼稚園)で確保
- 施設(認定こども園、保育所)で確保
- 施設(認定こども園、保育所)、地域型保育事業で確保

不足がある場合は整備

○地域子ども・子育て支援事業

利用者支援、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、乳児家庭全戸訪問事業、ファミリーサポートセンター事業、延長保育事業、病児保育事業、放課後児童健全育成事業等(13事業)

量の見込み



確保の内容、
実施時期

不足がある場合は整備

- 認定こども園の普及、幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の推進方策に係る事項
- 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保
- 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携
- 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

市町村子ども・子育て支援事業計画のイメージ図

子ども・子育て家庭の状況及び需要

満3歳以上の子どもを持つ、
保育を利用せず
家庭で子育てを行う家庭
(子ども・子育ての利用希望)学
校教育+子育て支援

満3歳以上の子どもを持つ、
保育を利用する家庭
(子ども・子育ての利用希望)
学校教育+保育+放課後
児童クラブ+子育て支援

満3歳未満の子どもを持つ、
保育を利用する家庭
(子ども・子育ての利用希望)
保育+子育て支援

満3歳未満の子どもを持つ
保育を利用せず
家庭で子育てを行う家庭
(子ども・子育ての利用希
望)子育て支援

需要の調査・把握(現在の利用状況+利用希望)

市町村子ども・子育て支援事業計画(5か年計画)

幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援について、
「量の見込み」(現在の利用状況+利用希望)、「確保方策」(確保の内容+実施時期)を記載。

計画的な整備

子どものための教育・保育給付

認定こども園、幼稚園、保育所 = 施設型給付の対象※
* 私立保育所については、委託費を支弁

小規模保育事業者
家庭的保育事業者 = 地域型保育給付
居宅訪問型保育事業者 の対象※
事業所内保育事業者

(施設型給付・地域型保育給付は、早朝・夜間・休日保育にも対応)

地域子ども・子育て支援事業 ※対象事業の範囲は法定

・地域子育て支援拠点事業
・一時預かり
・乳児家庭全戸訪問事業等

・延長保育事業
・病児・病後児保育
事業

放課後
児童クラブ

都道府県子ども・子育て支援事業計画のイメージ図①（参考）

○都道府県は広域自治体として、国の基本方針を踏まえて「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」を策定する必要があります。また、新制度の給付・事業が健全かつ円滑に運営されるように、必要な助言・援助等を行うとともに、子ども・子育て支援施策のうち、広域的な対応が必要な事業等を行います。

【都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の記載事項】：5年ごとに計画を策定

（必須記載事項）

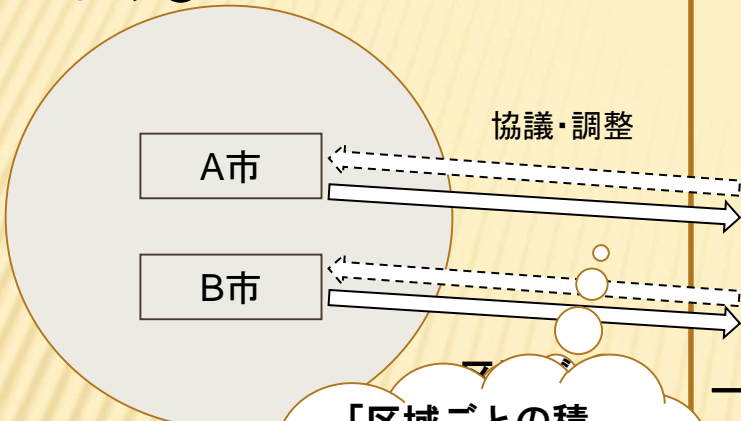
- 幼児期の学校教育・保育に係る需要量の見込み、提供体制の確保の内容及びその実施時期
- 幼児期の学校教育・保育の一体的な提供を含む子ども・子育て支援の推進方策
※幼児期の学校教育・保育、家庭における養育支援の充実方策を含む。
- 市町村が行う事業との連携が必要な社会的養護に係る事業、障害児の発達支援に着目した専門的な支援に係る事業
- 人材の確保・資質向上

（任意記載事項）

- 市町村の業務に関する広域調整
- 等低施設・事業者に係る情報の開示
- 職業生活と家庭生活との両立に関すること

都道府県子ども・子育て支援事業計画のイメージ図②（参考）

区域①



○区域設定

○幼児期の学校教育・保育

－区域①－

<量の見込み>

- 教育のみ<1号>
- 保育の必要性あり(3-5歳) <2号>
- 保育の必要性あり(0-2歳) <3号>

<確保の内容・実施時期>

- 施設(認定こども園、幼稚園)で確保
- 施設(認定こども園、保育所)で確保
- 施設(認定こども園、保育所)、地域型保育事業で確保

不足がある場合は整備
(○年度に○人分)

－区域②－

<量の見込み>

- 教育のみ<1号>
- 保育の必要性あり(3-5歳) <2号>
- 保育の必要性あり(0-2歳) <3号>

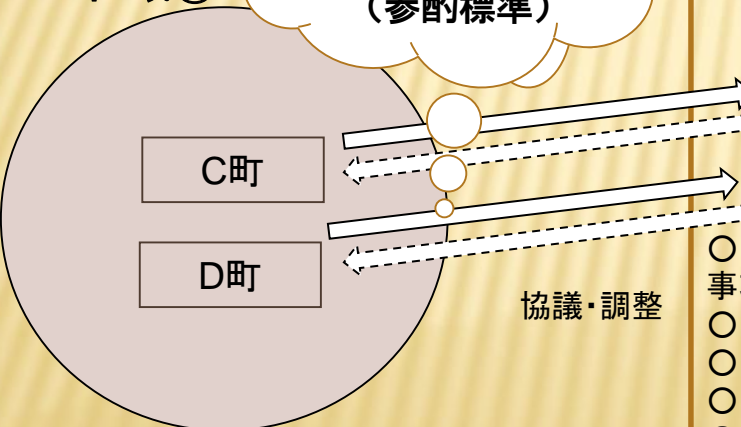
<確保の内容・実施時期>

- 施設(認定こども園、幼稚園)で確保
- 施設(認定こども園、保育所)で確保
- 施設(認定こども園、保育所)、地域型保育事業で確保

不足がある場合は整備
(○年度に○人分)

「区域ごとの積上げ
+ 広域調整」
を踏まえて設定
(参酌標準)

区域②



- 認定こども園の普及、幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の推進方策に係る事項
- 保育教諭・幼稚園教諭・保育士等の確保、質の向上のために講ずる措置
- 専門的な知識・技能を要する社会的養護等に係る支援、市町村との連携
- 市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整
- 幼児期の学校教育・保育に関する情報の公表
- 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

(※) 都道府県は、認定こども園、保育所の認可・認定の可否(需給調整)を、都道府県計画に基づいて判断(次ページ参照)。

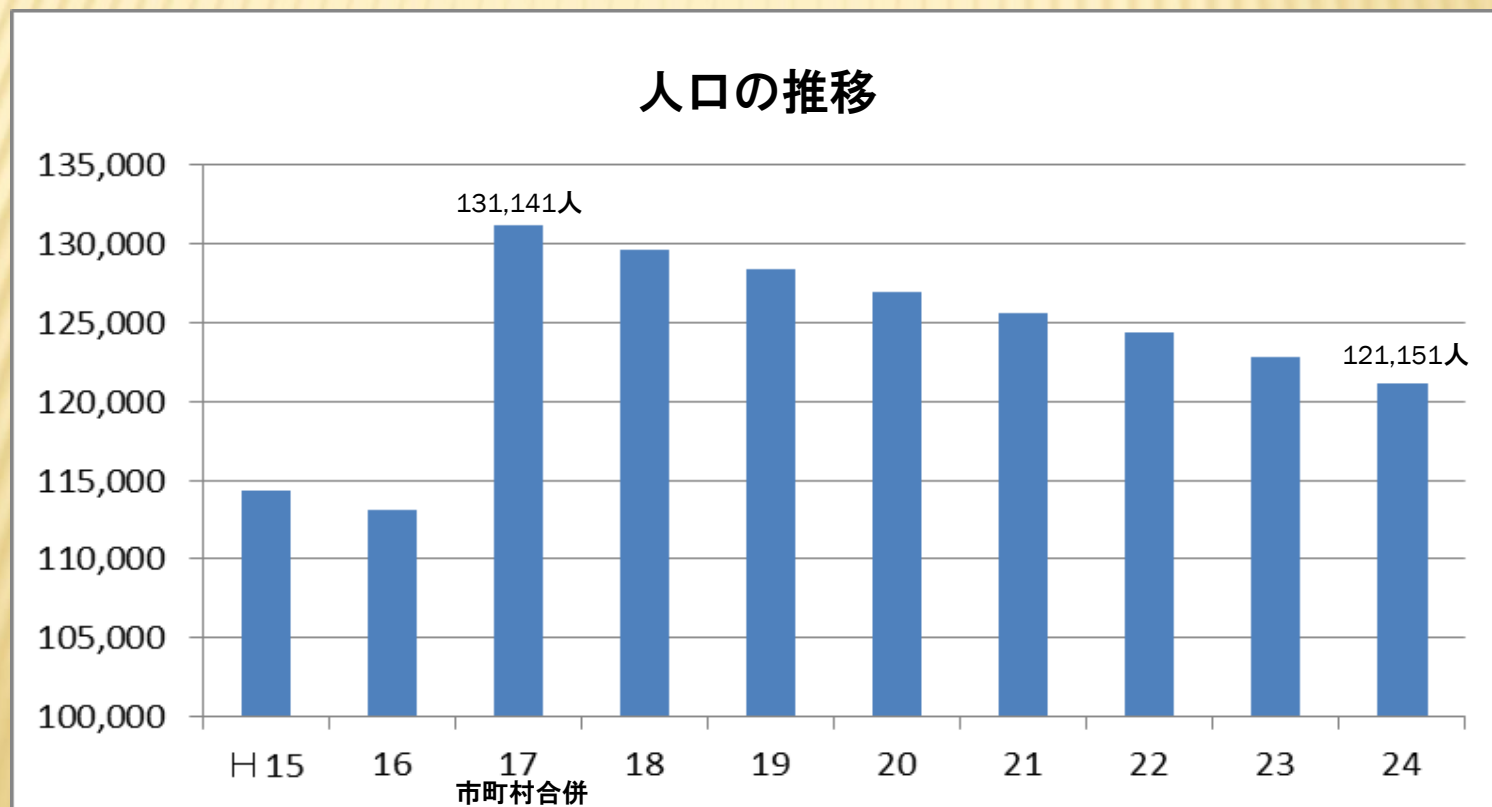
桐生市の現状

(1) 桐生市の人口の推移

桐生市の人口は、平成17年度をピークに年間千人以上のペースで減少しています。

年度	H15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年
人口(人)	114,324	113,072	131,141	129,653	128,380	126,927	125,569	124,317	122,793	121,151

※各年度末の人口



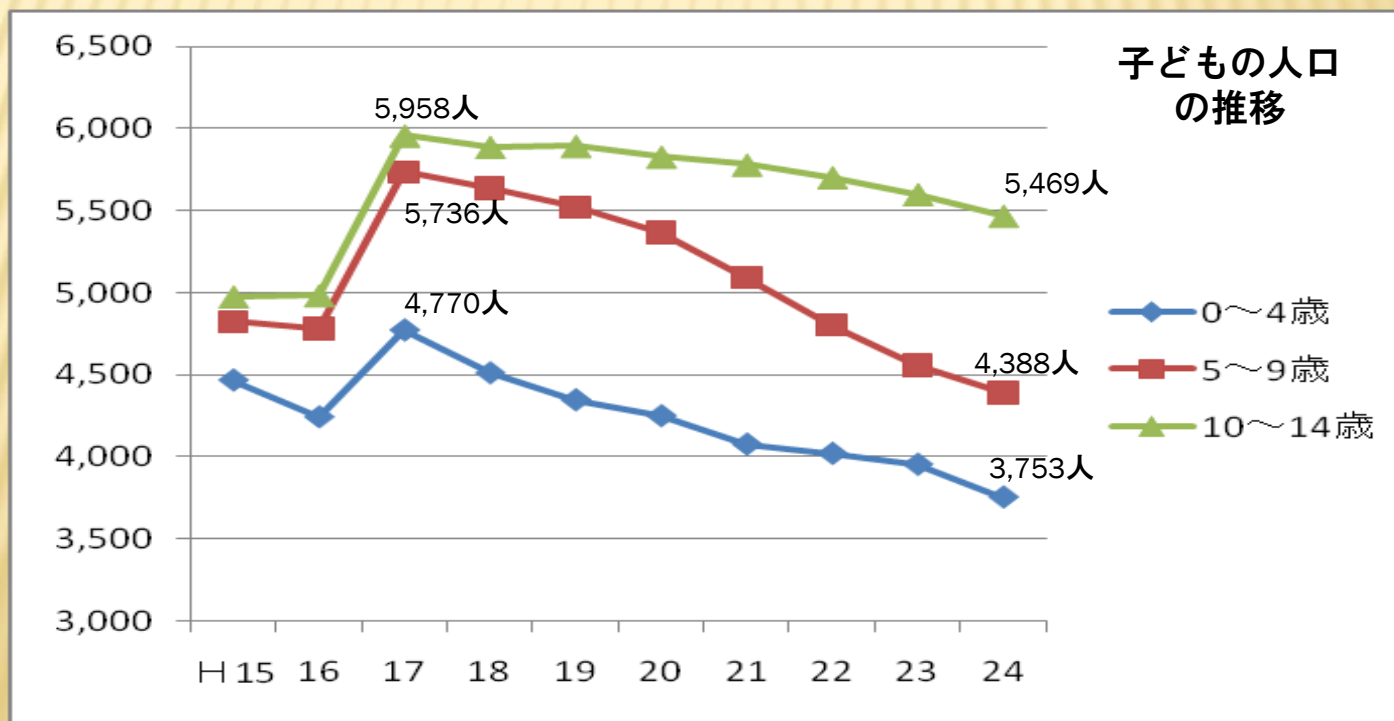
桐生市の現状

(2) 子どもの人口の推移

各年齢区分ともに、毎年減少傾向にあります。

区分	H15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年
0～4歳(人)	4,465	4,241	4,770	4,509	4,345	4,248	4,075	4,019	3,952	3,753
5～9歳(人)	4,824	4,781	5,736	5,637	5,522	5,366	5,091	4,804	4,556	4,388
10～14歳(人)	4,976	4,984	5,958	5,889	5,894	5,829	5,781	5,704	5,600	5,469

※各年度末の人口

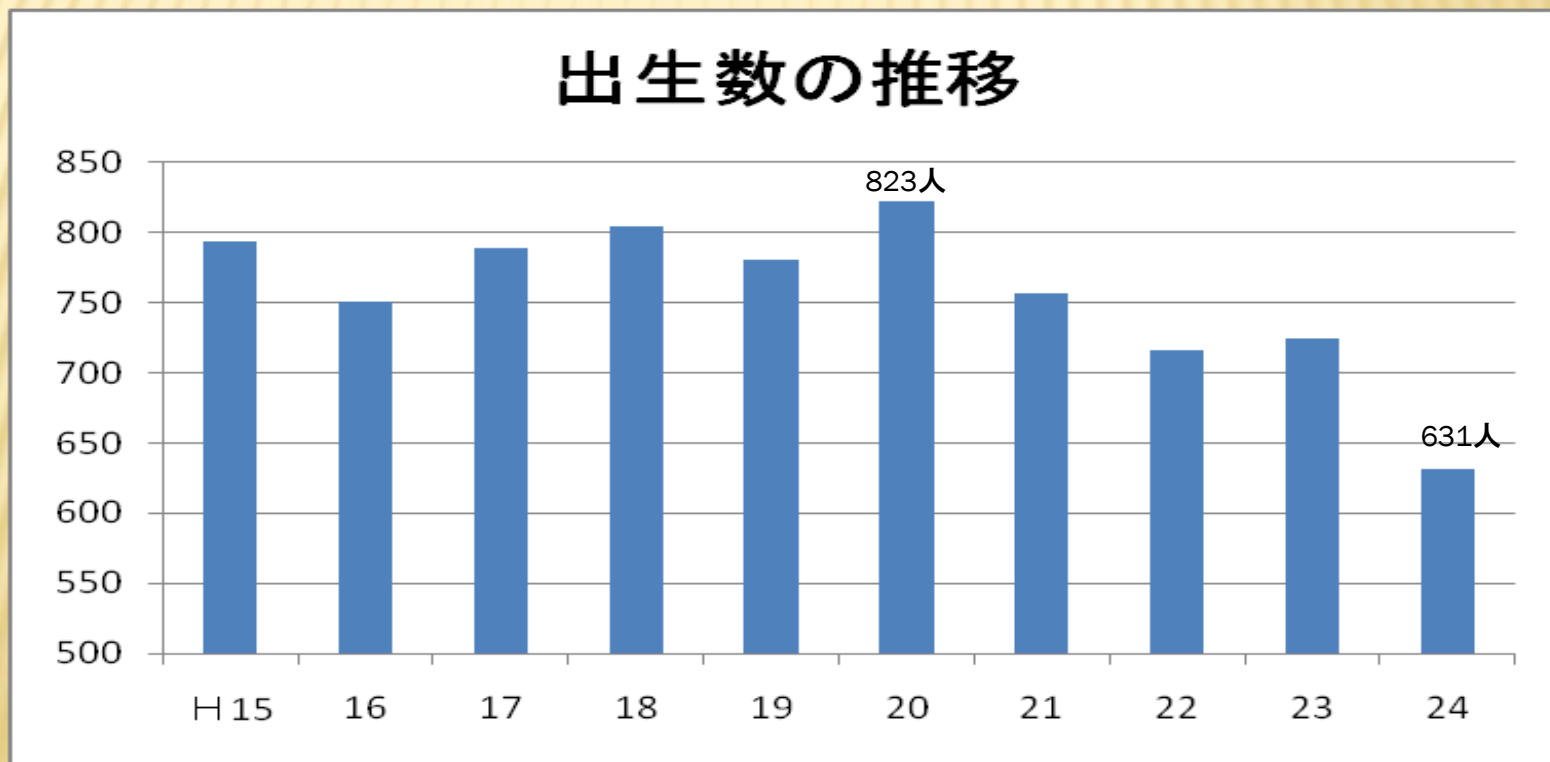


桐生市の現状

(3) 出生数の推移

平成20年度をピークに、減少傾向にあります。

年	H15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年
出生数	794	751	789	805	781	823	757	716	724	631



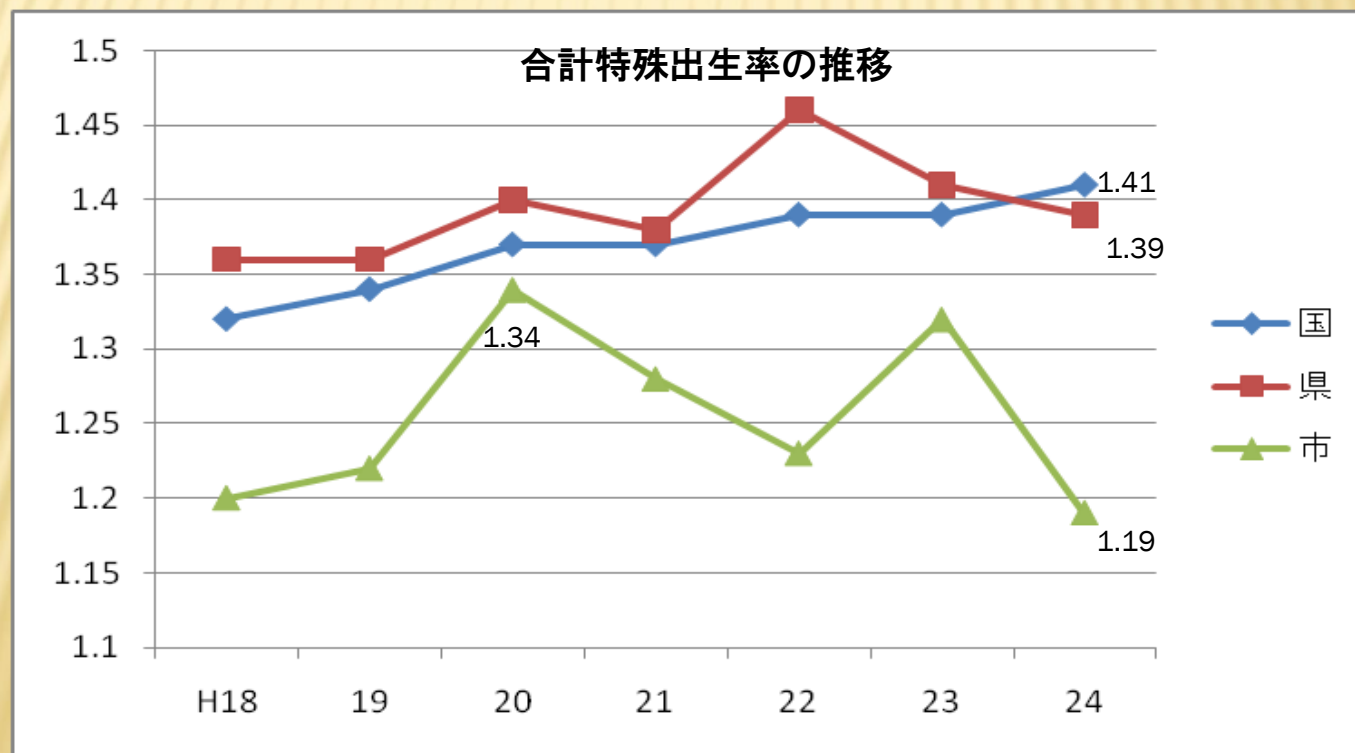
桐生市の現状

(4) 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率は、国や群馬県を下回っている状況です。

※合計特殊出生率とは・・・人口統計上の指標で、一人の女性が一生に産む子供の平均数です。

区分	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年
国	1.32	1.34	1.37	1.37	1.39	1.39	1.41
群馬県	1.36	1.36	1.40	1.38	1.46	1.41	1.39
桐生市	1.20	1.22	1.34	1.28	1.23	1.32	1.19



桐生市の現状

(5) 市内の幼稚園について

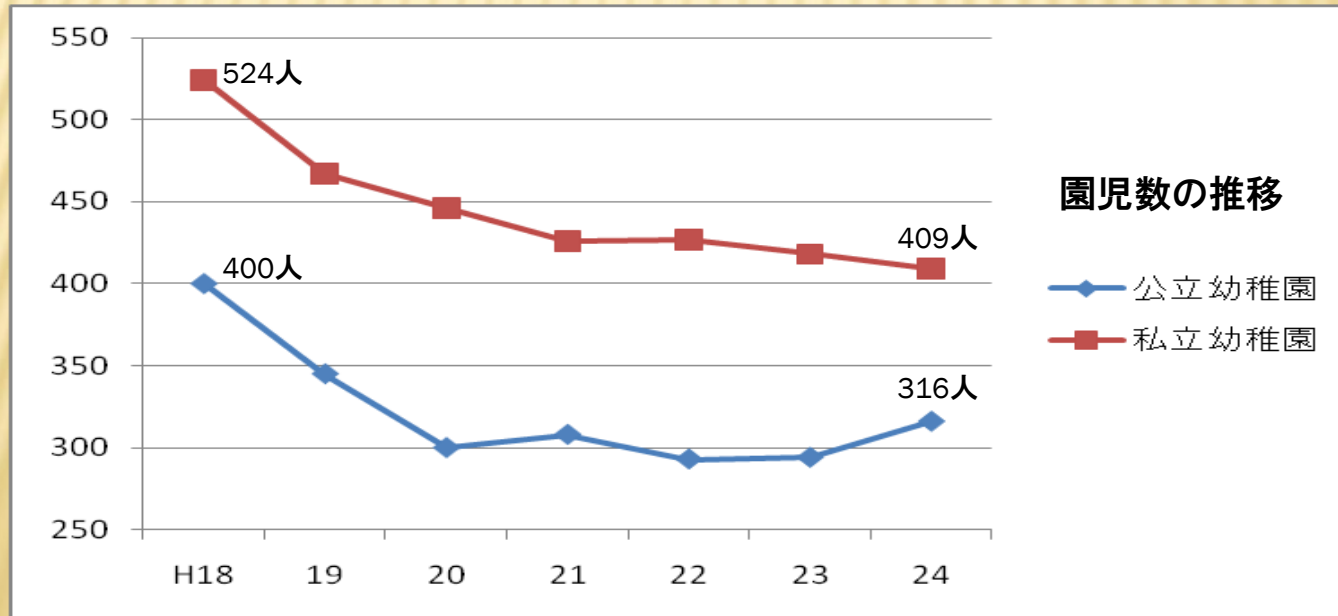
桐生市内の幼稚園は、公立幼稚園7園（すべて旧桐生市内）と私立幼稚園6園（旧桐生市内2園・新里町4園）があり、公立・私立ともに待機児童はいません。

① 幼稚園数の推移

	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年
公立幼稚園	14	14	14	7	7	7	7
私立幼稚園	6	6	6	6	6	6	6

② 園児数の推移

	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年
公立幼稚園	400	345	300	308	293	294	316
私立幼稚園	524	467	446	426	427	418	409



桐生市の現状

(6) 市内の保育園について

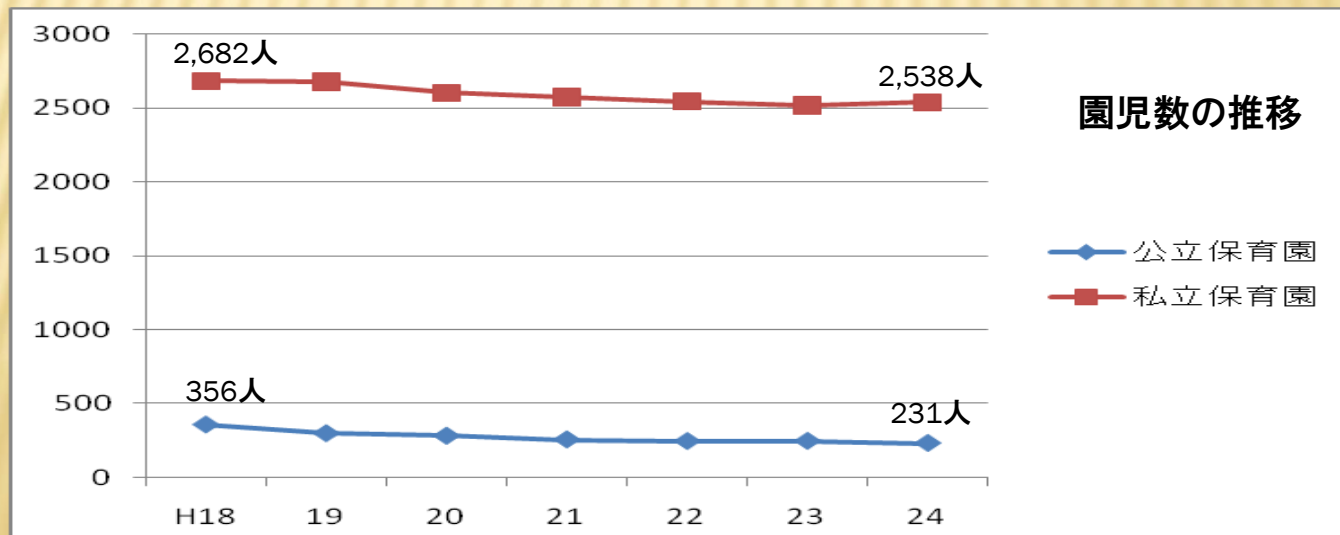
桐生市内の保育園は、公立保育園4園（旧桐生市内3園・黒保根町1園）と私立保育園25園（旧桐生市内23園・新里町2園）があり、公立・私立ともに待機児童はいません。

① 保育園数の推移

	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年
公立保育園	5	4	4	4	4	4	4
私立保育園	25	26	26	26	26	26	25

② 園児数の推移

	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年
公立保育園	356	297	280	255	244	245	231
私立保育園	2,682	2,676	2,602	2,574	2,545	2,518	2,538



桐生市の現状

(7) 市内の放課後児童クラブについて

桐生市内の放課後児童クラブは、全小学校区（17小学校）に設置されており、1年生から6年生まですべての児童を受け入れています（待機児童はいません）。

区分	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年
クラブ数	20	20	23	25	26	26	27
利用者数	927	984	944	924	925	859	874

